

歯及び補綴物の長期維持に関する基本的技術の評価

1 現状、課題及び趣旨

- 適切な診断に基づく治療が実施されれば歯や補綴物が比較的長期間咀嚼機能を健全に維持できると考えられる。齲蝕治療における歯髄保護や根管治療を適切に実施することが、歯や補綴物の長期維持に欠かせない要件となっていることから、歯冠修復・欠損補綴物の製作等に関する技術とともに適正評価を行う。

2 具体的内容

①歯髄保護治療の評価の充実

歯の内部の神経や血管(歯髄)の健全保持を図ることが歯を長持ちさせるためには重要であることから、歯髄保護治療に係る技術等の評価の充実に図る。

- ・ 直接歯髄覆罩の評価及び治療状況等に関する情報提供の充実

直接歯髄覆罩 70点 → 点

(参考)

歯髄覆罩 (1歯につき)

- 1 直接歯髄覆罩 70点 (処置後、1か月程度の経過観察を行う。)
- 2 間接歯髄覆罩 25点 (処置後、7日間程度の経過観察を行う。)

歯髄覆罩算定回数(H14 社会医療)

H13	歯髄覆罩	179,996	⇒	H14	直接歯髄覆罩	11,246
					間接歯髄覆罩	277,369

②根管治療に関する適正評価

根管治療の治療内容の実態等を踏まえ、評価の見直しを行う。

- ・ 根管の解剖学的形態等も踏まえ、抜髄、感染根管処置における臼歯部の評価の充実に図る。

③ 歯冠修復・補綴物の製作に関する技術評価

咀嚼機能を回復するために用いられる補綴物等は、患者それぞれの口腔内の状況に適合するよう製作される必要がある。そのため、長期的な使用の観点から、個々の補綴物等の製作に係る技術についての適正評価を行う。

(参考)

・ 局部義歯 5～8 歯	650 点
・ 線鉤	
双歯鉤	185 点
両翼鉤(レストつき)	125 点

④ 補綴物における診断設計技術等に関する評価の充実

補綴時診断料の充実を図り、補綴物の装置ごとに応じた総合的な診断設計技術の評価及び患者の視点を重視した補綴物の設計等の概要に係る情報提供の評価を行う。

(1) 補綴時診断料による診断設計技術について、補綴物の装置ごとに応じた総合的な評価に充実する。

(2) 患者に装着する予定の補綴物について、義歯、ブリッジ等の概要図等を用いて患者への情報提供の充実を図る。

(例示)

補綴時診断料 (1 口腔につき) 70 点

→ 補綴時診断料 (1 装置につき) 点

- ・ 患者に装着する予定の補綴物について、概要図等を用いて患者へ情報提供等を行う。

有床義歯調整指導の評価の見直し

(義歯の長期維持のための調整技術等の適正評価)

1 現状、課題及び趣旨

- 有床義歯の装着後の調整及び取扱いについての指導等、義歯を長期に良好な状態で使用できるような評価が重要であることから装着後から長期にわたる義歯調整指導の評価がなされてきた。さらに、口腔機能の維持増進の観点から義歯の長期維持に資する技術の評価を行う。

(参考)

有床義歯長期調整指導料(Ⅰ) 300点
(義歯装着後6月を超え1年以内の期間)

有床義歯長期調整指導料(Ⅱ) 500点
(有床義歯長期調整指導料(Ⅰ)算定後6月を超え1年以内の期間)

2 具体的内容

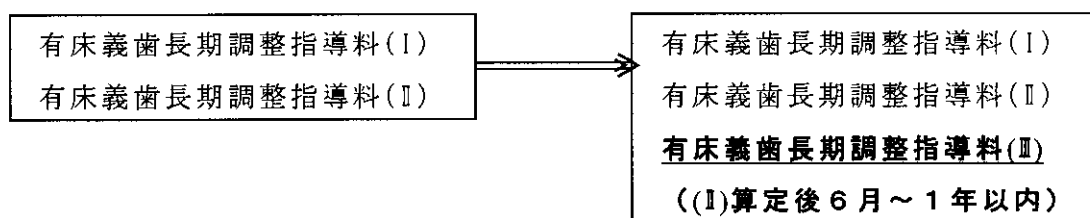
義歯の長期維持のための調整技術等を適正評価する観点から、有床義歯長期調整指導の充実及新製義歯調整指導の簡素化を図る。

- ① 義歯装着後1月以内の調整指導を評価した新製義歯調整指導料について、その趣旨を考慮して算定単位の見直しを行い簡素化を図る。

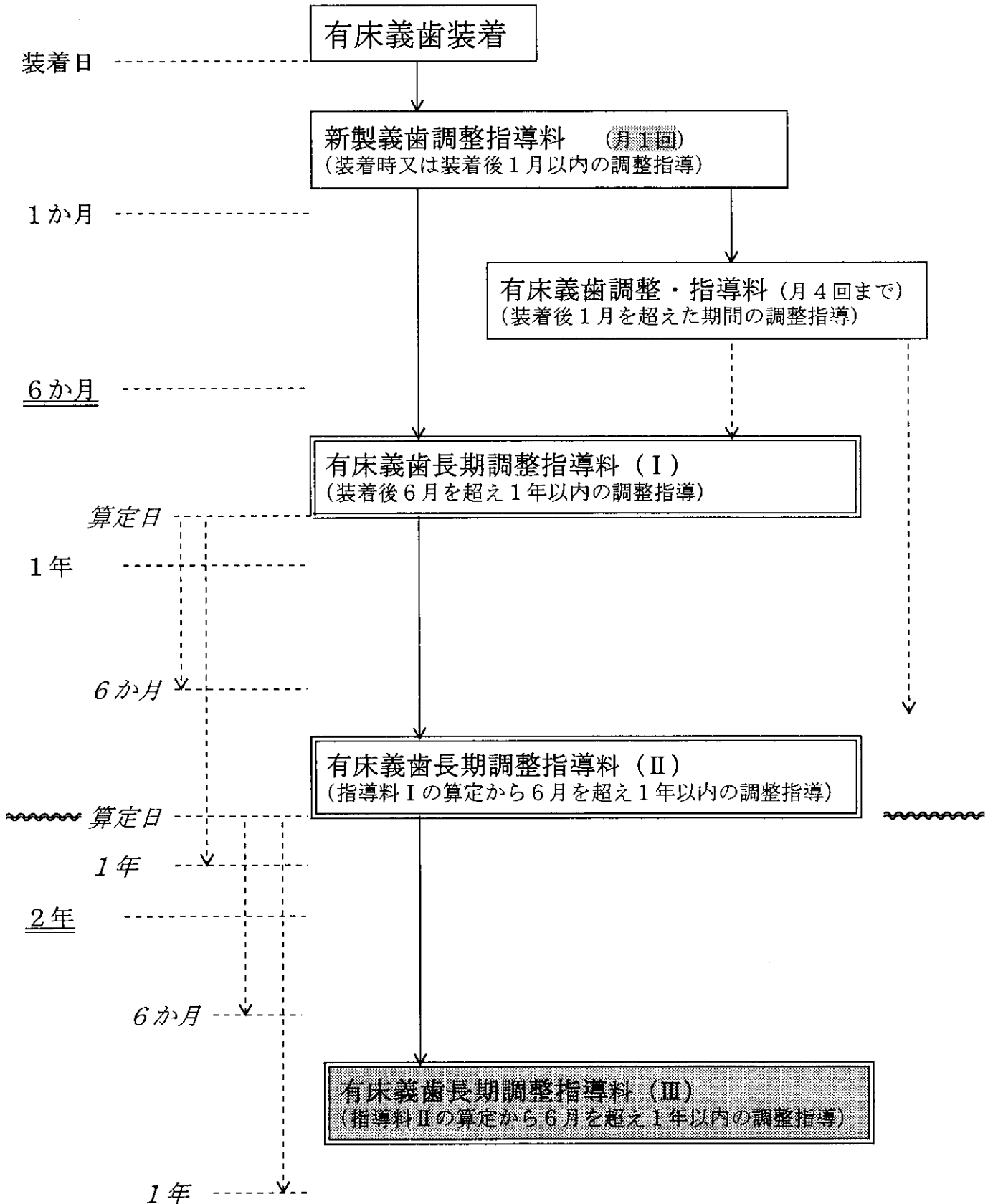


- ② 有床義歯長期調整指導の算定期間の拡充

- ・ 義歯の長期維持管理の充実の観点から有床義歯長期調整指導料(Ⅱ)算定後6月を超え1年以内の期間に行う有床義歯長期調整指導料(Ⅱ)を拡充する。



有床義歯の長期維持管理の考え方



* 新たに有床義歯を作製する場合は、原則として前回有床義歯を製作してから6か月を経過した以後でなければならない。

有床義歯修理、ブリッジの装着の評価の見直し

1 現状、課題及び趣旨

- 歯科補綴物を口腔内に装着する技術として、補綴物ごとに装着料の評価が行われているところであるが、医療技術の適正評価の観点から、有床義歯修理、ブリッジにおける装着等の評価の見直しを行う。

(参考)

装着

2 欠損補綴 (1装置につき)

イ ブリッジ

(1)ワンピースキャストブリッジ

(-) 5歯以下の場合 90点

(二) 6歯以上の場合 180点

(2)その他のブリッジ 40点

ロ 有床義歯

(1)少数歯欠損 60点

(2)多数歯欠損 120点

(3)総義歯 200点

2 具体的内容

補綴物の装着の適正評価の観点から、有床義歯修理にかかる装着料の適正評価、ブリッジの支台装置ごとの装着料の包括化等を行う。

①有床義歯修理にかかる装着料等の見直し

- ・有床義歯新製の装着料と同評価である有床義歯修理の装着料について適正評価を行うとともに、有床義歯修理の評価の充実を図る。

装着

有床義歯修理

(1)少数歯欠損 点

(2)多数歯欠損 点

(3)総義歯 点

②ブリッジの支台装置ごとの装着料の包括化

- ・ブリッジの装着については、ブリッジの装着料と併せて支台装置ごとに装着料が算定できることとなっているが、装着技術の適正評価の観点から、支台装置ごとの装着料をブリッジ本体の装着料に包括化する。

歯周治療の評価の見直し

1 現状、課題及び趣旨

- 歯周基本治療は、歯周病の炎症性因子の減少又は除去を目的とする処置であり、歯周組織検査等の結果に基づき必要があると認められる場合に実施されている。歯周治療技術の適正評価の観点から、同一部位に2回以上の歯周基本治療を行った場合の評価の見直しを行う。

(参考)

- ・ 歯周基本治療

- 1 スケーリング
- 2 スケーリング・ルートプレーニング
- 3 歯周ポケット搔爬（盲嚢搔爬）

注 同一部位に2回以上同一の歯周基本治療を行った場合は、2回目以後の歯周基本治療については所定点数の100分の50に相当する点数により算定する

2 具体的内容

歯周基本治療の適正評価の観点から、同一部位に2回以上の歯周基本治療を行った場合の適正化を行う。

同一部位に2回以上の歯周基本治療
を行った場合

所定点数の100分の50

→ 所定点数の100分の〇〇

矯正治療の適応疾患の見直し (先天性疾患に起因した咬合異常に対する矯正治療の見直し)

1 現状、課題及び趣旨

- 唇顎口蓋裂等の先天性疾患に起因する咬合異常についてはすでに一部が保険適用が行われ、矯正治療を必要とする患者の大部分が治療を受けていると考えられる。一方、現行の保険適用疾患以外の先天性疾患に起因する咬合異常についても比較的重症な場合であっても適切な矯正治療を受けていないとの報告もあることから、矯正治療の適応疾患についての見直しを行う。

2 具体的内容

- ・先天性疾患に起因する咬合異常で矯正治療の必要性が高いものについて現行の保険適用疾患に追加し、歯科矯正治療の拡充を図る。

(参考)

〔療養費担当規則第21条第九号〕

歯科矯正は療養の給付の対象として行ってはならない。ただし、別に厚生大臣が定める場合においては、この限りでない。

療養費担当規則第21条第九号ただし書の厚生大臣が定める場合次のいずれかに該当する療養費であって歯科矯正の必要が認められる場合

- ①唇顎口蓋裂に起因した咬合異常の手術前後における療養
- ②第一・第二鰓弓症候群、鎖骨頭蓋異形成症、クルーゾン症候群、トリーチャーコリンズ症候群、ピエールロバン症候群又はダウン症候群に起因した咬合異常における療養
- ③歯科診療報酬点数表第2章第13部区分番号N001に掲げる顎口腔機能診断料の規定により別に厚生大臣が定める施設基準に適合しているものとして社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術前後における療養
- ④特定承認保険医療機関において行う療養費担当規則第5条の2第2項に規定する厚生大臣の承認を受けた療養

保険適用外の先天性疾患に起因する咬合異常症例上位

	延べ数	(新患数)
1 Russel Silver 症候群	77	(3)
2 Turner 症候群	58	(3)
3 Beckwith-Wiedemann 症候群	53	(8)
4 尖頭合指症	51	(5)

(日本矯正歯科学会調査)

(参考)

Russell-Silver 症候群

原因不明 第7番染色体に異常がある場合がある

原発性の小人症 満期産の低体重、低身長、性的な発育型の異常を主症状とする

顔面骨の発育不全、特に下顎骨と下顎枝の発育不全と下顎歯列弓の狭小ならびに上下顎不調和による上顎前突、下顎の後退、顎顔面の非対象がみられる。高口蓋、歯列弓の狭窄、叢生、時に口蓋裂を伴う

Turner 症候群

X染色体異常 女性にのみ発現 2本あるX染色体の一方の欠損か一部の欠損

低身長、性腺萎縮による原発性無月経等を症状とする

翼状頸、外反肢をしばしば伴う

下顎骨の発育不全、高口蓋、矮小歯、先天欠如歯、永久歯の早期萌出、短根歯を呈することが多い

Beckwith-Wiedemann 症候群

染色体起因障害

出生時の腹部の異常（臍・臍帯ヘルニア、腹直筋の離開）、巨舌、巨大児を三大特徴とし、内臓肥大、片側性肥大、悪性腫瘍の発現、軽度の知能低下を呈することがある

顎顔面頭蓋部においては、突出した後頭部、軽度の小頭症などを呈することがある

高頻度の巨舌のため、前歯部の開咬や下顎前突などの不正咬合を呈する

尖頭合指症（**Apert** 症候群）

クルーズン症候群の症状に合指症が加わったもの

常染色体優性遺伝あるいは突発的に出現

顔面骨と頭蓋骨の形成不全、特に頭蓋縫合部早期癒合による塔状頭蓋、眼球突出、両眼隔離、斜視、視力低下を伴うことがある

上顎骨の形成不全による中顔面部の劣成長により三日月様顔貌を呈する

高口蓋、軟口蓋裂、歯の先天欠如を伴うことが多い

歯質の異常は認めないが、歯冠の形態異常として乳臼歯の蕾状の形態が特徴である

一般、老人歯科診療報酬の評価の見直し

1 現状、課題及び趣旨

- 歯科診療報酬においては、老人の心身の特性等を踏まえた観点から、有床義歯指導料、装着料、咬合採得料等について老人特掲して評価してきたところであるが、老人固有の役割や一般診療報酬との区分の合理性等を考慮した評価に改める。

(参考)

新製義歯調整指導料		老人新製義歯調整指導料	
2回目まで	65点	2回目まで	95点
3回目以降	40点	3回目以降	70点
有床義歯調整・指導料	30点	老人有床義歯調整・指導料	50点

2 具体的内容

老人診療報酬としての固有の役割や一般診療報酬との区分の合理性等を踏まえ診療報酬点数表の簡素合理化を図る観点から、有床義歯指導料、装着料、咬合採得料等における一般、老人歯科診療報酬を統合し、均一評価とする。

(例示)

